

## 「熊本市被災小規模事業者持続化支援事業」に関するQ & A

### (1) 補助金の申請方法等に関すること

**窓口が商工会や商工会議所になっているが、会員でなくても申請できるのか。**

答) 申請できる。

商工会や商工会議所の会員でなくても申請できます。

**直接被災の場合、事業用り災証明書があれば、申請書の記載及び写真は不要か。**

答) 不要。

ただし、本事業に使用するためだけの事業用り災証明書の再発行はできませんので、ご注意ください。

手元に証明書がない場合は、申請書への記載及び写真の添付をお願いいたします。

**間接被害については、売上の減少はどの時点で確認すればいいか。**

答) 地震前と地震後の同月の売上を比較する（3ヶ月程度）。

（例：H27.11～H28.1の3ヶ月間の売上と、H28.11.～H29.1の3ヶ月間の売上）

**見積りについて、どんなに少額でも相見積りが必要か。**

答) 必要。

出来るだけ複数見積りの取得をお願いしたい。とれない場合は、実績報告時に理由書の提出を要します。

**個人事業主の「市内の居住が確認できるもの」とは。**

答) 確定申告書及び住民票の提出が必要。

熊本地震発生時の居住確認については、平成27年分及び28年分の確定申告書にて行います。

ただし、確定申告書がない場合は、住民票等の居住確認が出来るものと、その他事業を行っていることがわかる資料が必要です。

申請時の居住確認については、住民票または平成29年分の確定申告書にて行います。

## (2) 補助対象者に関すること

### 「熊本地震の影響を受けた」とは、どういうことか。

答) 熊本地震から申請までの間で、事業資産が直接被災した、もしくは、売上減の間接被害が生じたことをいい、申請時点で影響が続いている必要はありません。

なお、直接被災した場合は、申請書の所定の欄への記載及び写真（ただし、事業用のり災証明書を持っている場合はその写しでも可）、間接被害の場合は申請書の所定の欄への売上減少を示す記載を必須としています。

### 「熊本市内に所在する」とはどういうことか。

答) 熊本地震発生時及び本事業の申請時において熊本市内に居住し、事業を行っていることをいう。

「居住」とは、個人事業主であれば住民登録があること、法人であれば登記所在地が熊本市であることとなります。

ただし、個人事業主において、「住居は市外であるが、確定申告は市内の店舗所在地で行っている」場合などは、対象となります。

また、本社（本店）が市外にあり、支社（支店）が市内にある法人において、支社（支店）の所在地が登記上確認できる場合も対象となります。

### 「国が実施する持続化補助金の採択を受け事業を実施した者」とはどういう場合か。

答) 本事業においては、以下の補助金の採択を受け、事業を実施した者も対象とする。

- ◆平成28年度熊本地震復旧等予備費予算「被災地域販路開拓支援事業 小規模事業者持続化補助金」
- ◆平成28年度第2次補正予算「小規模事業者持続化補助金〈熊本地震対策型〉」

ただし、本市の「被災小規模事業者持続化支援制度」の一次募集にて採択された方は対象外となります。

### 熊本地震発生時期に創業予定であったが、地震の影響で創業が出来なかった事業者は対象となるか。

答) 「熊本市に所在する」とは、地震発生時に市内で事業を行っていることが必要であり、地震発生時に創業前であれば対象外となる。

### 地震発生時は市内で事業をしていたが、その後会社の名義を変更した。対象となるか。

答) 登記簿等で変更履歴が確認できればよい。

ただし、一度廃業し、新たに設立した場合は同一事業であっても対象外となります。

また、変更前の事業と変更後の事業が異なる場合は、間接被災（売上の減少）の比較が出来かねますので、基本的には直接被災でのご申請となります。

### (3) 補助対象事業及び対象経費に関すること

**IT・IoTの活用や高性能の機械装置等の導入に伴う業務効率化（生産性向上）のための取組とは、どんなものをいうのか。**

答) IT・IoTの活用や高性能の機械装置等の導入に伴う業務効率化（生産性向上）のための取組とは、以下のようなものをいう。

○IT・IoTの活用

▼事業者向けの会計ソフトや給与計算ソフト等の導入

▼生産管理システム導入により受注・手配・進捗管理等を連携管理

▼タブレット端末型のレジ導入により、売上・売れ筋等の分析を行う

その他、上記IT・IoT等を活用した機械導入に伴い必要となる店舗・工場等の改装も対象となっています。

○機械装置等の導入

▼高性能の調理器具の導入

▼商品の自動包装機導入

その他、上記に伴い必要となる店舗・工場等の改装も対象となっています。

**対象事業を「IT・IoTの活用や高性能の機械装置等の導入」に絞った理由は。**

答) 国が「生産性革命」を掲げ中小企業等に対する支援を実施する中で、本市としてもIT・IoTの設備導入等による生産性向上に資する事業に対し支援することにより、中小企業者や小規模事業者が抱える「人手不足」の解消を図るため。

**汎用性があるものは基本対象外としているが、クラウドサービスを使った複合機などは対象となるか。**

答) 対象となる。

IT・IoT等を活用するためのデバイスの購入として、複合機は募集要項にも記載しているところであり、生産性向上につながるということであれば、汎用性があるものでもよいとしています。

ただし、目的外の使用などが発覚した場合は、補助金の返還等もありますので、ご注意ください。

**パンフレットやHP作成を考えているが、対象となるか。**

答) 対象とならない。

本事業において対象となる経費は①機械装置等費、②専門家謝金、③専門家旅費、④外注費であり、パンフレットやHPの作成は「広報費」に分類されるため、対象外となります。

ただし、例えば「予約システムを導入する」事業を実施するために、その前段となるHPも合わせて構築する場合は、そのHP構築費も対象となります。

**国・県・市等のほかの補助を受けてもよいか。**

答) 国・県・市が助成する他の制度に併願することは可能ですが、同事業での重複受給はできません。

#### (4) 審査に関すること

##### 審査の方法、加点・優先採択などはどうなっているか。

答) 提出された申請書類を元に、外部委託（中小企業診断士）にて審査を行う。

加点項目としては、以下のとおりです。（申請書への記載項目あり）

- ①直接被災があった者
- ②事業承継に関する事業であるもの
- ③中小企業庁の経営力向上計画の認定、中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画の認定、創業・事業承継補助金の認定を受けている者

優先採択については、点数が競合した場合、従業員数が5名以下の「小企業者」を優先して採択します。

##### 加点項目について、認定申請中の場合は加点対象となるか。

答) ならない。

申請時に認定を受けていることが必要です。

##### 加点項目の「②事業承継に関する事業であるもの」とは、事業承継をいつ行った事業者まで対象となるか。

答) 平成28年4月1日から補助事業実施期限（令和2年（2019年）2月29日）までの間に事業承継（代表者の交代）を行った、または行う予定のある事業者が対象となります。

## (5) その他

既に実施した事業は対象となるか。

答) 対象とならない。

本事業は、商工会や商工会議所の助言を受け作成した「経営計画」に基づき実施される事業に対し補助するものであり、既に実施した事業は対象外となります。

対象となるのは、本事業で採択され、交付決定後の事業です。